

投票所とその区域

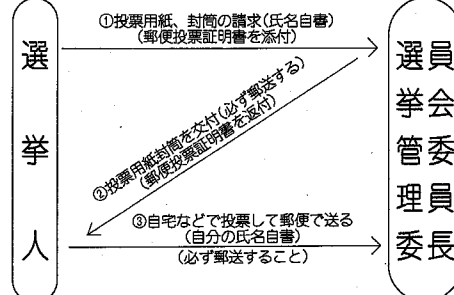
(しっかり確認しておきましょう)

投票区	対象区域	投票所
第1投票区	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
第2投票区	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
第3投票区	新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、日室町	東保育所遊戯室
第4投票区	北上1丁目、北上2丁目、北上3丁目、北上新田、さつき野町、北郷	北上公会堂
第5投票区	山谷町1丁目、山谷町2丁目、山谷町3丁目	山谷公会堂
第6投票区	新栄町、緑町	心身障害者福祉センター作業室
第7投票区	田家1丁目、田家2丁目、田家3丁目、吉岡町	田家氏子会館
第8投票区	草水町1丁目、草水町2丁目、草水町3丁目	草水公会堂
第9投票区	桐目木、飯柳、滝谷町	桐目木公会堂
第10投票区	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
第11投票区	満願寺、七日町、大蔵	満日小学校2年生教室
第12投票区	川口、結、福島、田島、荻島1丁目A	結幼稚園遊戯室
第13投票区	車場1丁目B、車場2丁目B、荻島1丁目B、荻島2丁目、荻島3丁目、中野1丁目、中野2丁目、中野3丁目	荻川保育所遊戯室
第14投票区	市之瀬、寛路津、長割	市之瀬幼稚園遊戯室
第15投票区	三枚湯、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
第16投票区	川根、浦興野、出戸、四ッ興野、子成場、藤曾根	小合小学校集会室
第17投票区	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
第18投票区	小戸上組、小戸下組、栗宮	小戸下組公会堂
第19投票区	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
第20投票区	中村、堀島	林照寺保育園保育室
第21投票区	東島、西島	東島氏子会館
第22投票区	朝日、都町	金津保育所遊戯室
第23投票区	古津、備ヶ沢	古津公会堂
第24投票区	金津、塩谷	金津公会堂
第25投票区	小口	小口公会堂
第26投票区	大関、岡田	大関集落農事集会所
第27投票区	下新、市新、金屋、新郷屋	新関中央保育所遊戯室
第28投票区	六郷、堤	六郷公会堂
第29投票区	本町1丁目、本町2丁目2区、善道町1丁目、善道町2丁目、下興野町	第二保育所遊戯室
第30投票区	古田、天神	古田保育所遊戯室
第31投票区	秋葉1丁目、秋葉2丁目、秋葉3丁目	老人福祉センター秋葉荘
第32投票区	金沢町1丁目、金沢町2丁目、金沢町3丁目、金沢町4丁目	第二小学校音楽教室
第33投票区	新金沢町、東町1丁目、東町2丁目、東町3丁目	新金沢保育所遊戯室
第34投票区	南町1区、南町2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
第35投票区	美幸町1丁目、美幸町2丁目、美幸町3丁目	美幸町会館
第36投票区	こがね町、車場1丁目A、車場2丁目A、車場3丁目、車場4丁目、車場5丁目、中野4丁目、中野5丁目	荻川地区公民館展示室

郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度
●身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害 1級もしくは、 体幹障害 2級 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 3級 直腸の障害 小腸の障害 障害の程度が上記に該当する人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人
●戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 特別項症から 体幹の障害 第2項症 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害 障害の程度が上記に該当する人
●県知事が証明した人	障害の程度が上記に該当する人

郵便による不在者投票の投票方法



郵便による不在者投票

選挙権を有する人で身体に重度の障害があつて選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることができます。

【郵便による不在者投票ができる人】
 上の表に該当する人で、選挙管理委員会が交付する「郵便投票証明書」を持っている人です。

郵便による不在者投票ができる人と思われ、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、すでに「郵便投票証明書」の交付を受けている人で、交付の日から四年以上経過した人は、新たに申請が必要です。

投票の方法

上の図のとおりです。今回の選挙の郵便による不在者投票は、投票日の四日前(七月二十二日)までに「郵便投票証明書」を添えて投票用紙を請求しなければなりません。なお、この請求は、選挙期日の告示前でもできます。

代理投票・点字投票

身体が不自由な人など、自分で投票用紙に書くことができない人は、代理投票ができます。また、目の不自由な方は、点字で投票できます。受付へ遠慮なくお申し出ください。



投票箱

7月26日(日)は 参議院議員通常選挙

国政はあなたの一票から

●投票(市内36投票所)
午前7時～午後6時
●開票(市民会館大ホール)
午後7時30分から

投票できる人

新津市に住所がある日本国民で、要件は次のとおりです。

□年齢が投票日当日20歳以上であること(昭和47年7月27日以前に生まれた人)

□基津日(7月7日)前3か月以上新津市に住所があること(平成4年4月7日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記録されている人)

入場券の送付

入場券は七月十七日ごろまでに、郵送でお届けします。もし、入場券が届かなかったり、記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお申し出ください。

投票方法

①投票所へ入ったら、受付へ入場券をお出しください。受付では、入場券と選挙人名簿を対照します。

②対照が済んだら、入場券と引き換えに選挙区選挙の投票用紙(薄い黄色の用紙に黒字刷り)を受け取ってください。その後、選挙区選挙の投票記載所で候補者の個人名を記入し、選挙区選挙の投票箱に投票してください。

③次に、比例代表選挙の投票用紙(白い用紙に赤字刷り)を受け

不在者投票

投票日当日(七月二十六日)、出張や仕事の都合などで投票所へ行って投票することができない人は、不在者投票をして棄権しないようにします。

不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。

□期間：7月8日(水)から7月25日(土)までの毎日。時間は午前8時30分～午後5時

□ところ：市役所1階市民サロ

投票の順序と方法

投票の順序は、選挙区選挙が先で、比例代表選挙が後になります。

受 付

選挙区選挙の投票用紙交付

選挙区選挙

個人に投票します。



選挙区選挙の投票箱へ投票

比例代表選挙の投票用紙交付

比例代表選挙

政党に投票します。



比例代表選挙の投票箱へ投票

任期満了に伴う第十六回参議院議員通常選挙が七月八日に公示され、七月二十六日投票と決まりました。

今回の選挙は、「参議院新潟県選出議員選挙」と「参議院比例代表選出議員選挙」の二つの投票をすることになります。

投票所は36か所

投票所は、次のページの表のとおりです。投票所は入場券に記載してありますので、よく確かめてからお出かけください。

なお、六月二十三日以降に市内転居をされた人は、転居前の投票所で投票することになりますので、ご注意ください。

不在者投票

投票日当日(七月二十六日)、出張や仕事の都合などで投票所へ行って投票することができない人は、不在者投票をして棄権しないようにします。

不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。

□期間：7月8日(水)から7月25日(土)までの毎日。時間は午前8時30分～午後5時

□ところ：市役所1階市民サロ